

(令和4年習志野市議会第3回定例会)

発議案第1号

安倍元首相の国葬の実施中止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年9月13日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者	習志野市議会議員	入沢俊行
賛成者	習志野市議会議員	谷岡隆
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ

安倍元首相の国葬の実施中止を求める意見書

岸田政権は、安倍晋三元首相の「国葬」を閣議決定し、９月２７日に実施しようとしているが、国葬とする理由に関する内閣の国会及び国民に対する説明は全く不十分で、その結果として報道各社の世論調査で「反対」、「評価しない」が多数となっているように、国葬に関して国民多数の理解を得られているとは言えない。

なぜ安倍元首相の「国葬」を行うのか、岸田首相は、国民が納得できる説明を何一つしていない。最近まで総理大臣であった安倍元総理に対する国民の評価は定まっていない。岸田総理の指摘するような高い評価もあれば、事実を反し不適切な国会答弁が繰り返されたことや、旧統一教会との関係などに対する疑問の声もある。

岸田首相は、８月１０日の会見で、「国葬」は「故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式」だと述べたが、この発言は、「国葬」は「故人に対する敬意と弔意を国民全体として表す儀式」だと述べていることにほかならない。これが憲法第１９条に違反した「弔意」の強制であることは明らかである。

首相は、８月３１日の会見でも、在任期間が「憲政史上最長」となったことなど説明を繰り返すが、安倍氏の「国葬」を実施する合理的理由を示すことはできなかった。「国葬令」は、戦後、日本国憲法の国民主権や基本的人権に反するものとして失効した。政府も、失効の理由として、「制度全体として、現行憲法の精神とは相容れないような性格を有する」からだと認め、内閣と自由民主党の合同葬として行われることが慣例となっている。内閣の恣意的な判断によって、総理経験者の弔い方式を決定することは許されない。

国葬の企画・演出業務を落札したイベント会社ムラヤマは、「桜を見る会」を受注した際に、内閣府と入札前に事前打合せをしていたことも明らかとなっており、疑念を持たれている。

「国葬」に対して、儀式に直接関わる費用だけで国民の血税を２．５億円も支出し、それ以外にも警備費８億円や外国来賓の接遇費６億円などと説明しているが、国会での説明も議決もなしに、「国葬」に、国民の血税を使うなどということは、国民多数の支持を得られるものではない。

よって、本市議会は政府に対し、安倍元首相の国葬の実施中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長
清水 大 輔

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和4年習志野市議会第3回定例会)

発議案第2号

習志野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和4年9月28日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者	習志野市議会議員	相原和幸
賛成者	習志野市議会議員	田中真太郎
〃	〃	飯生喜正
〃	〃	関根洋幸
〃	〃	高橋正明

習志野市議会議員定数条例の一部を改正する条例

習志野市議会議員定数条例（平成14年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
習志野市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、30人とする。	習志野市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、 <u>28人</u> とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の習志野市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された一般選挙については、なお従前の例による。

提案理由

本案は、議員定数を減少しようとするものである。

(令和4年習志野市議会第3回定例会)

発議案第3号

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政治家の癒着を究明し、決別を
求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定によ
り提出します。

令和4年9月28日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者	習志野市議会議員	谷岡隆
賛成者	習志野市議会議員	中央重則
〃	〃	宮城壮一
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政治家の癒着を究明し、決別を 求める意見書

安倍晋三元首相への銃撃事件を機に、政権党や議員と世界平和統一家庭連合（旧称：世界基督教統一神霊協会、略称：旧統一教会）の癒着が表面化し、大きな社会問題になっている。

旧統一教会は、靈感商法、献金強要、洗脳、合同結婚式など多くの問題を引き起こし、多数の被害者を生み出してきた反社会的カルト団体である。

全国靈感商法対策弁護士連絡会（全国弁連）によれば、令和3年12月までの35年間で、全国弁連の弁護士や消費生活センターが受けた旧統一教会に関する相談件数は3万4,537件で、被害総額は1,237億円に上るとされ、これでも「氷山の一角」と指摘している。

旧統一教会は、靈感商法や高額献金強要など消費者被害を拡大する一方、政権党や閣僚・議員との癒着を強めてきた。関連団体等のイベントに挨拶やメッセージを要請し、選挙支援やパーティー券購入など協力関係を深めてきたのである。

旧統一教会の関連団体である世界戦略総合研究所の現事務局長が「自民党に入党し、総裁選で安倍氏に投票した」と告白した。国家公安委員長、防衛大臣など現職の閣僚が関連団体と関係していた事実も次々と明らかになっている。また、何年間も申請できなかった「世界基督教統一神霊協会」から「世界平和統一家庭連合」への名称変更が、旧統一教会と関係があったとされる文部科学大臣の下で承認された問題など、疑惑は深まる一方である。

よって、本市議会は政府に対し、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政治家の癒着を究明し、決別するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

清水 大 輔

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。